

いなべ市トンネル長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

令和 5 年 3 月

いなべ市建設課

1. 長寿命化修繕計画の目的

1-1 背景

いなべ市の管理する供用中のトンネルは、麻生田墓下トンネル(北勢町麻生田地内、L=24.0m) 1箇所のみで、旧近鉄北勢線(現三岐鉄道北勢線)の敷設時に建設されて以来、現時点で100年以上が経過している状況である。

一般的にこういった道路トンネルを含む社会資本の維持管理は、社会資本ストックの増加や予算・人力的な制約から、適切に行うことが難しくなっており、他自治体では老朽化による剥離したコンクリートの落下などの事故も発生している。

このような中、限られた財源と管理体制の下で、利用者の安心安全な道路交通を提供するための、効率的かつ効果的な道路トンネルの維持管理が求められている。

2-2 目的

今後老朽化が進むことで、通行者の安全確保が困難になることが予想され、また大規模な補修・改善工事が必要となれば財源の確保が困難ともなる。

従来の対症療法型維持管理(事後保全)ではこれらの問題を解決することは難しいため、ライフサイクルコストの縮減とトンネルの長寿命化、及び社会的損失の回避・抑制を目的とした予防保全型維持管理(予防保全)への転換を図る必要がある。

よって、この考え方を取り入れたトンネルの長寿命化計画を導入し、継続的な維持管理を行うことで、利用者の安心・安全な道路交通を確保することを目的とする。

<麻生田墓下トンネル>

起 点 側



終 点 側



2. 長寿命化修繕計画の対象施設

| トンネル名 | 所在地 | 路線名 | 延長 (m) | 建設 年度 | 共用 年数 | 点検 年度 | 備考 |
|-----------|----------------|--------------|-----------|----------|----------|----------|----|
| 麻生田墓下トンネル | いなべ市 北勢町麻生田 | 市道 山第66号線 | 24.0 | 不明 | 不明 | R02 | |

位置図



3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本方針

3-1 健全度の把握の基本的な方針

健全度の把握については「道路トンネル定期点検要領（平成31年3月）国土交通省道路局」により、定期点検を実施し、得られた結果に基づき、トンネルの損傷を早期に確認するとともに、変状毎の健全度を判定し健全度を把握・診断する。

3-2 日常的な維持管理に関する基本方針

トンネルを良好な状態に保つため、日常的維持管理として定期的にパトロールを実施する。

4. 対象施設の長寿命化及び修繕に係る費用の削減に関する基本方針

4-1 長寿命化修繕計画の基本方針

損傷が深刻になった状態で、大規模な修繕を実施する対症療法型の維持管理から、定期的に点検を実施して、損傷が深刻な状態に陥る前に修繕を実施する予防型保全へと移行することにより施設の寿命を延ばし、修繕に掛かる管理費用の削減を図る。

対策は、定期点検の際に健全性Ⅲ又はⅣと評価された箇所について実施し、次回点検までに修繕を完了させることとする。

また、新工法や新材料などの新技術等の活用を検討し、定期点検の効率化や高度化、修繕等の省力化やコスト縮減に努めます。

4-2 令和2年度点検結果

| 隋道名 | 健全性の最悪値 | 変状・異常個所数（健全性Ⅱ） |
|-----------|---------|----------------------------------|
| 麻生田墓下トンネル | Ⅱ | 材料劣化(剥離)1箇所・漏水4箇所 外力(ひび割れ)1箇所 |

<参考> 健全性の評価内容

| 区分 | | 評価基準 |
|-------------|--------|---|
| 小 傷 大 | Ⅰ 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態 |
| | Ⅱ 予防保全 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態 |
| | Ⅲ 早期措置 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 |
| | Ⅳ 緊急措置 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |

5. 対象施設の状態、及び点検、修繕時期

5-1 次回定期点検時期

定期点検とは、予め一定の期間を定めて行うもので、前述の「道路トンネル定期点検要領」に基づき、5年に1回の頻度で実施する。

5-2 修繕計画（計画期間）

当該計画の計画期間は10年間とし、年度別の対策費は下表のとおりとする。なお、本表に示す数値は修繕計画によって想定したもので、事業実施に係る数値とは異なるため、適宜見直しを行っていく。

| | 点検結果 | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | 令和9年度 | | |
|-----------|------|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|
| | | 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 |
| 麻生田墓下トンネル | Ⅱ | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 対策内容 | | — | | | — | | | — | | | — | | | — | | |
| 対策費（万円） | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | |

| 令和10年度 | | | 令和11年度 | | | 令和12年度 | | | 令和13年度 | | | 令和14年度 | | |
|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|
| 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 | 点検 | 調査 | 対策 |
| — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | | | — | | | — | | | — | | | — | | |
| 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | |

※補修内容についてはⅢ・Ⅳ判定でないため次回点検の結果を受けて判断する

※点検は研修を受けた建設課職員によって実施する

5-3 対象施設の状態

令和2年度に実施した定期点検の結果は下表のとおり。

| | 延長 | 復員 | 有効高 | 点検年度 | 健全度 |
|-----------|-------|------|------|-------|-----|
| 麻生田墓下トンネル | 24.0m | 2.0m | 2.0m | 令和2年度 | Ⅱ |

6. 計画策定担当部署

計画策定担当部署： 三重県いなべ市建設課

TEL 0594-86-7837